

債務整理事件の処理に関する指針の解説

令和7年4月23日－24日

理事会決定

（目的）

第1条 この指針は、司法書士又は司法書士法人（以下「司法書士等」という。）の行う債務整理事件処理が健全な社会の形成及び債務者の生活再建に重要な役割を果たしていることに鑑み、司法書士等による不適切な勧誘、受任及び事件処理並びに不適正かつ不当な金額の報酬の請求又は受領を規制し、任意整理事件における司法書士等による報酬の金額を適正化することによって、依頼者の利益の保護を図るとともに多重債務問題の解決に資するため、本会会員（以下「会員」という。）の債務整理事件の処理にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

昨今、債務整理事件の処理に関して、司法書士等による不適切な事件の誘致や事件処理、不当に高額な報酬の請求が社会問題となっており、法律専門職としての司法書士等の倫理に関する問題が指摘されている。

本来、司法書士等は、債務整理事件の処理を通じて依頼者の生活再建を支援すべきところ、一部の司法書士等においては、債務整理事件を大量に受託し、自らの利益を追求することを主な目的とするような動きが見受けられる。

債務整理事件の処理に関する指針（以下「本指針」という。）は、多重債務に陥っている依頼者のために適正な執務を実践することを目的として、臨時の措置として策定するものである。

（定義）

第2条 この指針における用語の定義は、以下各号に定めるところによる。

（1）債務整理事件

金銭の貸付けを業とする者、立替払いを業とする者、信用供与を業とする者又はこれらに類する者に対して債務を負担する者から受任又は受託する任意整理事件、特定調停事件、過払金返還請求事件、破産手続開始申立書類・民事再生手続開始申立書類等の裁判所提出書類の作成事件及びヤミ金処理事件並びにこれに類する事件

（2）依頼者

前号に掲げる事件の処理を司法書士等に依頼する者

（3）債権者

依頼者に対して債権を有するとみられる者

（4）任意整理事件

債権者が依頼者に対して有するとみられる債権について、弁済の額、方法等について裁判外で債権者と交渉し処理する事件（債権者との取引について、利息制

限法（昭和29年法律第100号）が定める利息の利率による引き直し計算をした結果、依頼者が、債権者に対して債務を負担しないこととなる場合及び過払金債権を有することとなる場合を含む。）

（5）過払金返還請求事件

依頼者の債権者との取引について、利息制限法が定める利息の利率による引き直し計算をした結果、弁済すべき金額を超えて支払った金額（以下「過払金」という。）が生じることとなった依頼者が、当該債権者に対して過払金の返還請求を行う事件

（6）ヤミ金

債権者のうち、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）の上限金利を超える金利で業として貸付けを行う者、無登録で貸金業を営む者、脱法的行為により実質的に貸金業を行っている者、その他法律上の正当な権限なくして不当な方法で請求を行う者等

（7）面談

受任する司法書士自身が対面で直接相談を行うこと

（8）減額報酬

紛争の相手方の請求額を減額させ又は免れさせた場合における、依頼者が免れた債務の差額に対して一定の率等により計算して司法書士等が受領する金員

（9）過払金返還報酬

過払金の返還を受けた場合に、その返還額に対して一定の率等により計算して司法書士等が受領する金員

（10）支払代行手数料

分割払いの和解による弁済の履行や、民事再生事件における再生計画の履行に関し、司法書士等が依頼者から弁済金を預かって継続的に弁済の代行をする場合の司法書士等が受領する金員

本指針で用いる用語については本条の定めるところによる。

（基本姿勢）

第3条 会員は、債務整理事件の処理にあたり、依頼者の生活再建を目指すことを常に念頭に置き、必要に応じて生活保護等の社会保障制度を活用する等、必要な方策を講じるよう努めなければならない。

債務整理事件の処理は、生活再建のための手段であり、依頼者は債務整理事件の処理を通じて生活再建を望んでいることを改めて認識しておく必要がある。

また、依頼者の生活再建のためには、債務整理に加えて、家庭内暴力や児童虐待への対応、医療・精神的なケア、自死防止、生活保護の受給、住宅料金や租税公課等の分割払い・減免、セーフティネット貸付の利用及び再度負債過剰となることの防止

等の対応が必要となる場合が多い。会員が単独でこのような支援を直接行うことは困難であるが、必要に応じて行政機関等と積極的に連携したり、行政サービスに関する情報を提供したりする等して、依頼者の生活再建のための方策を講じるよう努めなければならない。

（面談）

第4条 債務整理事件の依頼を受けるにあたっては、当該事件を受任する予定である司法書士（司法書士法人が受任する予定である場合にあっては当該司法書士法人の社員又は使用人である司法書士のうち少なくともいずれか一人をいう。）が、自ら依頼者又はその法定代理人と直接面談を行わなければならない。ただし、依頼者に面談できない合理的な理由があり、かつ、依頼者が希望する場合には、テレビ電話又はウェブ会議システムを利用して面談することができる。

2 会員は、前項ただし書の規定による方法に依頼者を誘導し又は強制してはならない。

3 面談においては、当該事件を受任する司法書士が、債務の状況、資産及び収入の状況並びに生活の状況等の現状を具体的に聴き取り、依頼者の置かれた状況を十分に把握したうえで、債務整理事件処理及び生活再建の見通しを説明しなければならない。

会員は、面談において、依頼者の生活状況を包括的に聴き取り、個々の債権債務関係について取引履歴や預金通帳等を確認し、整合しない部分を聴取していく必要がある。

また、会員は、債権調査等を経て、具体的な方針や手続について依頼者と綿密な打合せを行い、依頼者の心情を汲み取りながら生活全般について後見的な役割を果たす等、依頼者と密接な信頼関係を構築する必要もある。

そのためには、原則として、会員が自ら依頼者と対面で直接面談を行い、正確な状況確認を行ったうえで、適切な手続の選択や必要なアドバイスを行わなければならない。

依頼者が離島等に居住する者で司法書士事務所に赴くために多額の交通費を必要とする場合や、災害等により交通事情に問題が生じているような場合のように、依頼者に直接面談ができない合理的な理由があり、かつ、依頼者が自ら希望する場合には、例外的にテレビ電話又はウェブ会議システムを利用した方法も許容されるが、あくまでも合理的な理由があり、かつ、依頼者からの希望がある限りにおいて直接面談をしないことが許されるのであって、会員の都合でウェブ面談等が許容されるわけではない。依頼者に直接面談しないことを誘導したり、強制したりすることはできない（強制には事実上の強制も含む）。

会員と依頼者が一度も面談を行わずに債務整理事件を受任し、債務整理事件の処理を終了させることは、依頼者の不信を招き、紛争に発展する可能性があるため留意する必要がある。

また、遠隔地の依頼者からの相談や問合せに関しては、会員が自ら債務整理事件を

受任し、適切な債務整理事件の処理ができる場合を除き、各地の司法書士総合相談センターを紹介する等して、依頼者が事務所に赴くことが可能な司法書士等に債務整理事件の処理を委任できるよう情報提供に努めるべきである。

(委任契約)

第5条 会員は、債務整理事件の依頼を受けるにあたり、簡裁訴訟代理等関係業務及び裁判書類作成関係業務についての業務範囲を明確にする等、依頼を受ける業務の内容及び範囲を明確にしたうえで、受任内容を明らかにした契約書を作成し、原本又はその写しを依頼者に交付しなければならない。

2 会員は、事件処理にかかる費用について、報酬表を提示する等して報酬額及び費用、またその算定方法を明示したうえで十分に説明を行い、その内容を記載した書面等を依頼者に交付しなければならない。

3 会員は、依頼者が民事法律扶助制度における資力要件に該当する場合には、民事法律扶助制度を教示し、依頼者がこれを利用するか否かについて選択の機会を与えたうえで、その意向を十分に考慮するものとする。

依頼者は、法的な知識の不足から、債務整理事件について誤解をしていることや、不必要な懸念を抱いていることが多い。会員が、依頼者の心情を十分に理解することなく、債務整理事件の処理の方針を、断定的又は部分的に提示することにより依頼者と信頼関係が構築できず、受任に至らなかったり、後日紛争に発展したりする等のケースがある。

そのため、会員は、依頼者がどのような債務整理事件の処理を望んでいるのかを聴き取ったうえで、依頼者の意向に沿った債務整理事件の処理を行うことが困難と思われる場合には、生活再建のために何をすべきかとの観点から、依頼者の理解が得られるように、十分な時間をかけて丁寧な説明をする必要がある。

また、依頼者は複数の債務を負っていることが多いため、どの債務を整理対象として受任するかについて、依頼者と意思疎通を図る必要がある。

なお、簡裁訴訟代理等関係業務は、紛争の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める金額を超えないものであること等の一定の範囲が画されているため、会員は、その業務範囲について予め依頼者に対して十分に説明し、理解を得ておく必要もある。

司法書士等の報酬の額は、依頼者との契約で定められるものであるため、原則として、依頼者との合意があれば、その内容は自由であるが、その前提として、会員は、報酬の額及び算定方法の明示義務を果たさなければならない。

報酬の額は、依頼事務の作業量の対価、依頼事務の処理に要した時間の対価、依頼事務の処理により得られた利益の対価の合計であることを鑑みれば、自ずと適正な報酬の額を導き出すことができる。

しかし、債務整理事件の処理の報酬の額に関して、会員と依頼者で紛争となった

ケースでは、「高すぎる」等の趣旨の苦情が多く見受けられる。その原因の一つとして、会員が、報酬の額の算定方法を事前に十分に説明していない点を指摘することができる。

一般的に、債務整理事件において、会員と依頼者との間には法的な知識の量に大きな差があり、依頼者は精神的にも圧倒的に苦しい立場にある。受任時に、委任契約書や報酬の額の算定方法が示された報酬表を単に明示しただけでは、依頼者がその内容を十分に理解していない場合も多い。

したがって、委任契約書や報酬表を明示することに加えて、報酬表に基づき、具体的な報酬の額の算定方法の計算例を示す等して、十分な説明を尽くすことが必要である（司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第22条、司法書士行為規範第22条）。

遠隔地の依頼者から受任する場合は、以下のような問題点があることも依頼者に説明し、依頼者の承諾を得るべきである。

（１）司法書士が代理人として過払金返還請求訴訟を依頼者の住所地の管轄裁判所で提起した場合、依頼者は司法書士等の旅費等を負担しなければならない。

（２）本人訴訟として過払金返還請求を依頼者の住所地の管轄裁判所で提起した場合、司法書士等による本人訴訟支援を十分に行うことができない場合がある。

（３）破産、民事再生事件は依頼者の住所地を管轄する地方裁判所に申し立てることが原則であり、依頼者の支援を十分に行うことができない場合がある。

（４）依頼者の住所地の行政機関等と連携を図ることが困難であり、依頼者の生活再建に資するために必要な支援ができない場合がある。

依頼者が、民事法律扶助制度における資力要件の該当者である場合には、会員は、民事法律扶助制度について説明し、その利用の機会を与えるよう配慮しなければならない（司法書士行為規範第60条）。また、説明にあたっては、償還金の猶予及び免除の制度があることも認識したうえで説明を行う必要がある。

本来、会員は、日本司法支援センターとの間で、事務所相談契約、受任・受託契約をしておくことが望ましいが、会員が日本司法支援センターと扶助契約をしていない場合には、民事法律扶助制度を利用できる他の司法書士等を紹介する等、依頼者が民事法律扶助制度を利用する機会を失わないようにしなければならない。

なお、「民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項」第16条第2項では、「法律相談援助を行う民事法律扶助契約弁護士・司法書士等は、業務方法書第9条に規定する代理援助又は書類作成援助の援助要件に該当すると思料する被援助者に対して、地方事務所長の承認なく、自己と直接委任契約を締結するよう勧誘してはならない。」と定めていることを忘れてはならない。

（不利益の説明）

第6条 会員は、債務整理事件の依頼を受けるにあたり、依頼者に対し、事件処理及び生活再建の見通しを説明したうえで、事例に応じ予想される不利益を十分に説明し

なければならない。

依頼者に対して、債務整理事件の処理に際して発生する不利益に関する説明を十分に行っていなかったために、依頼者との信頼関係が崩れてしまう等のケースが報告されている。このような予見可能な不利益については、委任契約書又は説明書類等はその内容を盛り込んだうえで、予め丁寧な説明することが必要である。

予見可能な不利益として、以下のとおり例示的に列挙する。

- (1) 信用情報機関に事故登録される可能性があること
- (2) 破産の場合には資格制限があること
- (3) 不動産の所有権を失う可能性があること
- (4) 自動車等の所有権が留保されている物件の占有を失う可能性があること
- (5) 保証人に対し残額の一括請求をされる可能性があること

(不適切な事件処理の禁止)

第7条 会員は、債務整理事件を処理するにあたり、依頼者の意向を最大限考慮するとともに、専門的知見から依頼者の意向に沿う処理が適切でないと判断した場合には依頼者に丁寧な説明を行わなければならない。

2 会員は、合理的な理由がないにもかかわらず、依頼者の他の債務の有無を聴取せず、又は依頼者に他の債務があることを知りながら、過払金返還請求事件のみを受任又は受託してはならない。

3 会員は、債務整理手続の選択にあたり、依頼者の経済的利益を最大限考慮し、破産手続・民事再生手続の申立てを選択することが適切であるにもかかわらず、安易に任意整理の手続を選択してはならない。

4 会員は、任意整理事件の処理にあたり、依頼者の経済的利益を損なうような安易な和解を行ってはならない。

各司法書士会に寄せられた苦情等によると、一部の会員が事件を選別して受任したり偏った事件処理をしたりしていたことが明らかとなっている。

具体的には、①依頼者の複数債務のうち任意整理事件や過払金返還請求事件のみを処理し、ヤミ金処理事件は処理しないというもの、②過払金返還請求事件を受任した場合に、訴訟提起を行わず任意交渉で和解したため返還される過払金額が低額になるというもの、③破産や民事再生手続によらなければ依頼者の生活再建が実現しないにもかかわらず、任意整理手続を選択されたというもの、④債権者との和解において、安易に将来利息や遅延損害金等の付与を承諾したもの、⑤元本弁済が不要なヤミ金処理事件にもかかわらず元本弁済をする旨の任意整理手続を選択されたというもの等である。

背景には、過払金の返還が一般化し、金額的にある程度妥協をすれば比較的容易に過払金返還の和解が成立すること、過払金の回収については成功報酬を受領しや

すくコストパフォーマンスが高い一方、破産や民事再生手続は、手続が煩雑でコストパフォーマンスが低いこと、ヤミ金処理事件は電話等により会員が違法業者と応酬しなければならないこと等があると考えられる。

任意整理事件や過払金返還請求事件のみを受任し、破産や民事再生申立書類の作成事件を受任しない会員もいるようであるが、訴状や破産申立書類、民事再生申立書類等の裁判書類作成関係業務が必要な事案において、これを会員の事情によって選別してはならない。

(報酬の請求)

第8条 債務整理事件において司法書士等が請求し、又は受領する報酬は、当該事件が解決したことにより依頼者が受ける経済的利益のほか、依頼者の資産、収入及び生活の状況等を考慮した適正かつ妥当なものでなければならない。

2 会員は、任意整理事件、過払金返還請求事件及びヤミ金処理事件において、第9条から第12条の規定に反して報酬を請求し、又は受領してはならない。

3 第9条から第12条に定める報酬の額には、消費税額を含まない。

会員の報酬は、依頼者との契約で定められるものであり、依頼者との合意があれば、原則としてその内容は自由である。

債務整理事件の処理の目的は依頼者の生活再建であり、会員の報酬が依頼者の生活再建を阻害するようなことがあっては本末転倒である。そのため、報酬の額は、適正かつ妥当な報酬設定とする必要があることを忘れてはならない。

適正かつ妥当な報酬の額と言うためには、着手金や成功報酬（減額報酬や過払金返還報酬）を作業量や得られた利益の対価として適正な価格に設定することは言うまでもなく、第9条から第12条で定める上限額にかかわらず、より低額な報酬設定をすることが望ましい。

(任意整理等報酬の上限)

第9条 任意整理事件又はヤミ金処理事件の委任事務処理の報酬は、債権者又はヤミ金一人あたり50,000円を超える額を請求し、又は受領してはならない。

2 前項の報酬は、事件着手時に発生する報酬に限らず、その後に発生する報酬及びその他の名目の報酬の合計額とする。ただし、第10条から第12条までに定める報酬は含まない。

3 第1項の報酬は、任意整理事件の債権者又はヤミ金処理事件のヤミ金が、依頼者に対して支払を要求している額を超えてはならない。

債務整理事件の処理における報酬とは、着手時に発生する報酬（いわゆる着手金等）、着手後に発生する報酬（いわゆる成功報酬等）、その他の名目の報酬を言う。本条は、これらの合計金額の上限を50,000円とする趣旨である。着手金とその他の名目の報酬

とに分けて受領をすることは問題ない。

本条の上限金額は、任意整理事件の定額を定めたものではない。債務整理事件の場合は、依頼者の多くが経済的に余裕のないことを鑑みれば、可能な限り低額かつ分割払い等の対応を行うことが望まれる。より低い金額を任意整理事件の基本報酬としたうえで、なんらかの追加処理を行った場合に付加される報酬の合計金額の上限が50,000円であると理解すべきである。

着手金や成功報酬等の名目以外の付随報酬を請求又は受領している例が報告されているが、いかなる名目においても、その報酬の合計金額で判断されることに留意されたい。

第3項は、第1項の例外として、報酬上限額が50,000円を下回る場合を規定しているが、任意整理事件の債権者又はヤミ金が、依頼者に対して支払を要求している額が50,000円を超えている場合は、原則どおり第1項が適用される。ここで言う「任意整理事件の債権者又はヤミ金が、依頼者に対して支払を要求している額」は、法的に確定した額ではなく、債権者又はヤミ金の要求額で判断することとなる。

例えば、約定残高が30,000円である債務の任意整理手続を報酬50,000円で受任する場合、依頼者としては、債務整理事件の処理を行うメリットがないことになる。個別の債権者一人に対する司法書士等の報酬が、当該債権者の残高より高額となるような報酬金額は請求できないことを規定している。

依頼者は、会員に依頼することで様々なメリットを享受できることはあるにせよ、依頼者が生活再建を求めて依頼をしたにもかかわらず、依頼前より支払が困難になるようなことは避けなければならない。

(減額報酬の上限)

第10条 会員は、任意整理事件において減額報酬を請求し、又は受領するときは、減額され、又は免れた元本金額のみを経済的利益として、その経済的利益に10パーセントの割合を乗じた金額を超えて請求してはならない。

減額報酬とは、紛争の相手方の請求額を減額して和解等が行われた場合、依頼者が免れた債務の差額に対して一定の率等により計算して受領する金員である。減額報酬の対象となる差額については、次のように分類することができる。

(1) 利息制限法の制限利率を超えた利息により計算された約定残高（以下「約定残高」という。）と引き直し計算後の残高（以下「引直残高」という。）との差額で、債権者が約定残高を強固に主張している場合

(2) (1)と同様の差額で、債権者が約定残高を強固に主張せず引直残高を基準に交渉できる場合

(3) 引直残高よりも和解金額が下回る場合のその差額

上記のうち、(1)及び(3)については、その交渉等について労力を要するものであり、当該差額を対象として減額報酬を計算することは合理的であると考えられ

る。

しかし、現在、利息制限法の規定を超える利率で貸付けを行う事業者はほとんど存在せず、引直計算の必要性のないケースが多い。古くからの借入で引直計算を要するケースにおいても、貸金業者の大多数は約定残高を主張することはなく、また、当初から引直残高により取引履歴を開示する貸金業者も少なくない。

このような場合は、約定残高と引直残高との差額について、会員が何らかの交渉を行って減額されたものではないため、減額報酬が発生する根拠は薄いと思われる。

なお、約定残高の引直計算の結果、過払いとなった場合の会員の代理権の範囲は、過払金の額によって画されることとなる。

その場合、約定残高の減少分についても減額報酬を算定することは、過払額に減額部分を含めたものを経済的利益と考えることになり、代理権の範囲の考え方と矛盾するため、業務範囲に十分配慮したうえで報酬を算定すべきである。

（過払金返還報酬の上限）

第 11 条 会員は、代理人として過払金を回収したときは、その回収した金額のみを経済的利益として、その経済的利益に次の割合を乗じた金額を超える額を過払金返還報酬として請求し、又は受領してはならない。

（１）訴訟によらずに回収した場合 20 パーセント

（２）訴訟により回収した場合 25 パーセント

過払金返還報酬とは、過払金の返還を受けた場合に、その返還額に対して一定の率等により計算して会員が受領する金員である。

過払金の返還を受けるためには、引直計算をしたうえで、まず債権者との交渉を行い、返還の可否やその金額について折り合いがつかない場合には過払金返還請求訴訟を提起することとなる。

昨今は、提訴せずに回収する場合と提訴して回収する場合の回収額には大きな差があること、また、提訴せずに和解した方が早期に返還される等の事情もないことから、特段の事情がない限りは提訴することとなるが、報酬に関しては、依頼者の生活再建の視点から、可能な限り多くの金額を依頼者に返還すべきであり、報酬の算定に当たっては配慮すべきである。

（支払代行手数料の上限）

第 12 条 会員が、依頼者の債務を債権者に分割して支払うことを代行するときは、支払を代行する件数にかかわらず、支払を代行する依頼者一人につき、1 か月あたり 1,000 円を超える額を請求し、又は受領してはならない。

2 前項の代行について依頼を受ける際には、依頼者がこれを利用するか否かについて選択の機会を与えたうえで、その意向を十分に考慮するものとし、強制してはな

らない。

支払代行手数料とは、分割払いの和解による弁済の履行や、民事再生事件における再生計画の履行について、司法書士等が依頼者から弁済金を預かって継続的に弁済の代行をする場合の報酬として受領する金員である。

支払代行は、依頼者にとっては、返済総額を毎月司法書士等に預けることで、毎月複数の債権者に各別に弁済する手間を省略することができるという利点、会員にとっては、依頼者の債務残高の管理、依頼者の経済状況の変化の把握がしやすいという利点が挙げられるが、支払代行は債務残高管理であり、支払代行自体が依頼者に新たな経済的価値を生み出すことはないため極力低額な報酬とすることが望ましい。

支払代行を行う場合は、依頼者毎に預金口座を作成する等、司法書士等や他の依頼者の財産と完全に区別して管理できる状況を作出することが望ましい。

なお、近時、任意整理事件を受任する際に、強制的に支払代行とまとめて受任するケースが報告されているが、会員に支払代行を依頼するかどうかは、その利益を丁寧に説明したうえで、依頼者に選択を求めるべきである。

（その他の報酬の規制）

第 13 条 会員は、任意整理事件において、名目の如何にかかわらず、第 9 条から前条までに定める報酬以外の報酬を請求し、又は受領してはならない。

任意整理事件を受任するにあたって、事件処理にかかる付随費用として「顧客管理費用」、「通信費」、「顧問料」等の名目で依頼者から報酬を受領する事例が報告されており、着手金や減額報酬等の報酬とは別に請求又は受領する例があるようである。これらの費用は、司法書士等が行う業務のうち、何に対する対価であるか、また、それを依頼者に請求することが適切であるか不明であり、第 9 条から前条までに定める報酬に対する規定の潜脱に繋がりがかねない。

任意整理事件において、依頼者は、その後数年に亘り和解後の債務を支払うことが必要であり、事件処理の終了時点において未だ経済的再生を達成したわけではないことに鑑みれば、会員への支払は可能な限り低額とすることが望まれることから、着手金及び減額報酬以外の報酬は、依頼者の生活再建の妨げとなるため請求するべきではない。

なお、第 9 条から前条までに定める報酬以外の報酬であった場合でも、請求又は受領した全ての報酬の合計金額が、第 9 条から前条までに定める上限額以下である場合、本条の規定には該当しない。ただし、その場合、報酬の名目が依頼者に混乱を来さないよう丁寧な説明をするべきである。

（不当誘致等）

第 14 条 会員は、不当な方法によって債務整理事件の依頼を誘致し、又は事件を誘発

してはならない。

- 2 会員は、債務整理事件の依頼者の紹介を受けたことについて、名目の如何にかかわらず、その対価を支払ってはならない。
- 3 会員は、債務整理事件の依頼者の紹介をしたことについて、名目の如何にかかわらず、その対価を受け取ってはならない。

司法書士行為規範第12条は、司法書士に不当な方法による事件の依頼の誘致、誘発行為を禁止するとともに、依頼者の紹介を受けたことについて対価を支払い、また、依頼者を紹介したことについて対価を受け取ることを禁止している。会員の公正な競争取引を確保するためであり、依頼者の司法書士等の選択の自由を保障するためのものであるが、本条の趣旨は債務整理事件においても同様である。

不当誘致に該当すると考えられるものとして、報酬、広告掲載料、業務協力費、紹介料、システム利用料等が挙げられるが、これらは、いかなる名目においても禁止されるものである。

(非司法書士との提携禁止等)

第15条 会員は、司法書士法その他の法令の規定に違反して業務を行う者と提携して債務整理事件の処理を行ってはならず、またこれらの者から事件のあっせんを受けてはならない。

- 2 会員は、第三者に自己の名義で債務整理事件の処理を行わせてはならない。
- 3 会員は、正当な事由がある場合を除き、債務整理事件の処理に関する報酬を司法書士等でない者との間で分配してはならない。

司法書士行為規範第13条は、会員は、非司法書士や非弁護士等の無資格で法律事務を業として行う者と提携してはならないこと、これらの者から事件のあっせんを受けることができないこと、自己の名を利用させることができないことを規定し、また、司法書士法等に違反して司法書士業務を行うことを業とする者と提携して、これらの者をはびこらせ、あるいはその行為に加担し、助長することを禁止しており、本条の趣旨は債務整理事件においても同様である。

なお、「提携」には、会員が、司法書士法、その他の法令の規定に違反して業務を行う者を利用して事件の誘致を図ることも含む。

(進捗状況の報告)

第16条 会員は、債務整理事件の処理にあたり、依頼者に対し、定期的に、かつ必要に応じて処理状況を報告しなければならない。

- 2 会員は、過払金の返還を受ける等、依頼者のために金品を受領した場合は、速やかに依頼者に報告し、精算方法を説明しなければならない。
- 3 会員は、債務整理事件の処理が終了したときは、その経過及び結果を遅滞なく依

頼者に報告しなければならない。

債務整理事件の処理は長期間に亘る場合が多く、その間、依頼者は不安定な状況に置かれる。したがって、依頼者との無用のトラブルを避けるため、1～2か月に1回程度は依頼者に対して進捗状況を報告すべきである。一般的に、多重債務者の労働環境や経済状況は急変することが多いため、適宜面談を行うことにより、依頼者の環境の変化を把握し、債務整理事件の処理の方針の転換や必要な行政サービス等の紹介が可能となる場合があると思われるため、必要に応じてそのような対応に配慮するよう努めることが望ましい。

また、会員は、過払金の返還を受けた場合には、その都度、返還を受けた旨を依頼者に報告する必要がある（司法書士行為規範第36条第2項）。報告の際には、依頼者の生活状況の変化の有無等を聴取したうえで、債務整理事件の処理の方針を確認し又は必要に応じて修正を行う必要がある。

（費用・報酬の精算）

第17条 会員は、債務整理事件終了後、遅滞なく、費用の精算をし、依頼者から預かった書類及び依頼者のために取得又は受領した書類等を返還しなければならない。

受任した事件が終了したときは、遅滞なく金銭の精算をし、物品を引渡すこと及び預かった書類等を依頼者に対して返還することが必要である（司法書士行為規範第41条）。

債務整理事件においては、会員は、依頼者から、着手金・預り金等の金銭や契約書・伝票等、また、債権者から、過払金や取引履歴等を受領することが多い。

したがって、受任した事件が終了した後は、遅滞なく、金銭については精算し、取引履歴、和解契約書その他の書類等については全て依頼者本人に対して返還又は交付すべきである。

また、委任契約が途中で解約された又は解除した場合も同様に精算や返還が必要となるが、一部の会員が、委任契約において、解約・解除の場合に、受領した金銭を一切返還しないとの条項を定めていることが問題となるケースが報告されている。

委任契約の解約・解除に基づく違約金を定める場合には、定めた違約金の額が一定の限度を超える場合は、その限度を超える部分の契約条項は無効とする消費者契約法（平成12年法律第61号）の定めが存在することに留意しなければならない。

いわゆる着手金は、文字通り、事件に着手することによって発生する報酬であり、受任時に受領できるが、消費者契約法では、例えば委任契約を中途解除した場合に、これを「一切返還しない」等と定めることは、当該金額が同一事業者である他の会員が締結する同種契約事案から算定される平均的な損害の額を超えている場合、当該超える部分については無効であると定めている。

無効となるかの判断においては、解除の事由や時期等を考慮する必要があるが、

会員の報酬の積立期間中に、依頼者が支払を遅滞又は積立が不可能となり解除に至った等の場合は、会員は受任通知を送付した程度の作業しか行っていない場合も多く、着手金を一切返還しないとするのは、金額の多寡にもよるものの、消費者契約法の定めに違反するおそれが高いことを認識しておく必要がある。

依頼者との契約において違約金を設定するにあたっては、消費者契約法に留意し、逐条解説等を確認したうえで金額を設定する必要がある。

（事件終了後の支援）

第18条 会員は、債務を分割して弁済する場合、その他依頼者の生活再建の支援が必要な場合は、適宜面談する等して、適切な助言ができるよう努めるものとする。

2 会員は、債務を分割して弁済する場合、司法書士等が支払を代行することを依頼者に強制してはならない。

債務整理事件の処理は、依頼者にとっては、法的手続のみで終了するものではなく、生活再建が実現して初めて事件が終了するという視点が必要である。また、依頼者の生活再建のためには、事後的な支援も必要となる場合があるとの認識を持つべきである。

したがって、依頼者が任意整理事件又は民事再生事件等により分割弁済をすることとなった場合や事件処理後には、必要に応じて依頼者の求めに応じて面談し、相談を受ける等して生活再建のために適切な助言をすることも必要となる。

（広告）

第19条 会員は、債務整理事件に関する業務広告を行う場合、品位又は信用を損なうおそれのある広告宣伝又は有利な結果を保証するような内容の広告宣伝を行ってはならない。

2 第4条に定める面談等を行う以前に、過払金の発生、又は債務の減額を期待させる内容の表示をしてはならない。

会員は、司法書士法で「常に品位を保持」することが司法書士等の職責の根本基準とされ（司法書士法第2条）、司法書士法又は司法書士法に基づく命令に違反したときは懲戒処分を受ける（司法書士法第47条・第48条）。

また、司法書士行為規範は、「司法書士は、常に、人格の陶冶を図り、教養を高め、司法書士としての品位を保持する。」（司法書士行為規範第4条）、「司法書士は、品位又は信用を損なうおそれがある広告又は宣伝をしてはならない。」（司法書士行為規範第17条第2項）と定めている。

この「品位」に関しては、具体的な定義はないところ、司法書士法及び司法書士行為規範で定められている趣旨からすると、会員の品位保持は、高度な倫理規範を持ってその職責を全うすることによって、市民の司法書士等に対する信頼を醸成し、これを

維持することにあると考えられる。

したがって、当該広告が品位を損なうおそれがあるか否かは、会員の立場から判断するのではなく、市民の視点から、司法書士等に対する信頼を損なうおそれがあるか否かを判断しなければならない。

この点、近時、債務整理事件の処理の依頼を誘引するために、過去の過払金返還請求事件における実績を明示するとともに、あたかも誰もが過払金の返還請求が可能であるかのように表示する広告や、「借金減額診断」といった借入額の概要を入力するだけで、返済額が減少するかのように誤認させる広告が問題となっている。中には、どの様な情報を入力しても同じ結果が表示される広告も存在している。

これらの広告は、会員が、事件の誘引のために、債務者に限られた情報のみを提示しているものであり、面談等によって債務者の借入や経済状況を詳細に確認した結果、債務者の期待を裏切る結果となり得るものであり、このような広告宣伝は品位や信用を損なうものであるといえる。

なお、広告内容で問題となる以下のような例については、表示してはならない。

- ・「国が認めた救済制度」
- ・「借金減額診断」「借金減額シミュレーター」といった簡単な情報を入力するのみで返済額の減額を期待させるような表示